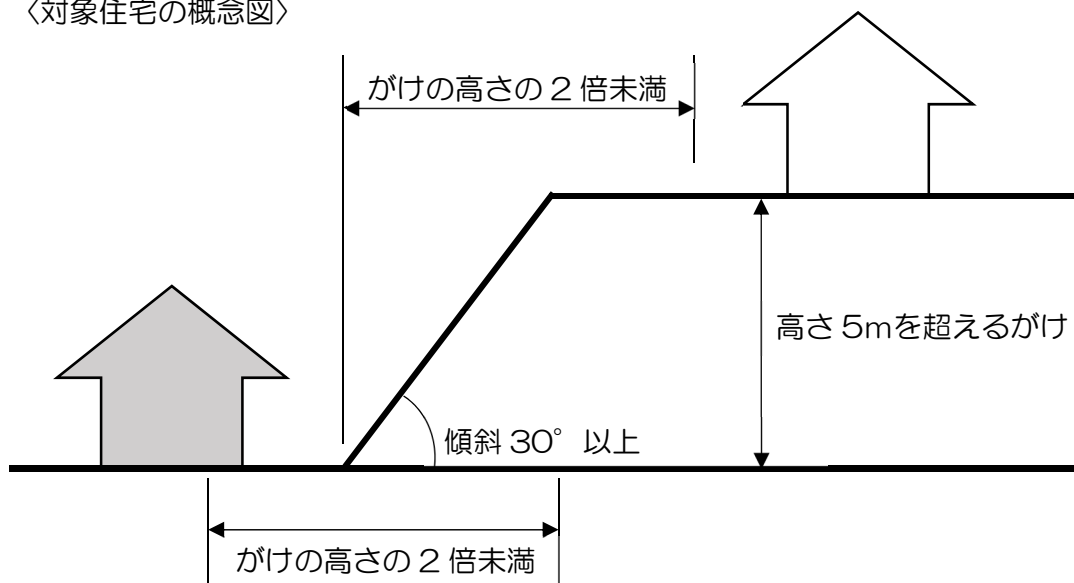


【別紙 2】 新潟県建築基準条例第8条の建築制限区域及び住宅について

新潟県建築基準条例第8条で建築を規制している区域内の住宅は以下の項目すべてに該当しているものが対象となります。

- ① 現在居住している住宅の建築が、昭和47年5月31日以前であること
※ただし、昭和47年6月1日以降に、増築や改築などを行っている場合は対象外となります。
- ② 現在居住している住宅に近接しているがけの傾斜が30度以上あり、かつ、そのがけの高さが5mを超えていること
- ③ 現在居住している住宅からがけまでの距離が、がけの高さの2倍未満であること
- ④ 移転後、その危険住宅を取壊すこと

〈対象住宅の概念図〉



上記の場合



がけの上にある住宅は、住宅からがけまでの距離が、がけの高さの2倍以上なので、**本事業の対象外**となる



がけの下にある住宅は、住宅からがけまでの距離が、がけの高さの2倍未満なので、**本事業の対象**となる